

## 【コンテンツ（漫画プラン）規約】

申込者と当社は、当社の商品（以下「導入商品」といいます）のコンテンツの一つとしてマンガ、イラスト、アニメーションなどの制作物（以下「制作物」という）の制作、及び利用に関する申込をした場合の条件を本規約において定めます。申込者が本申込を行う場合、本規約を遵守することに同意して申し込むものとします。

### 第1条（成立）

申込者は、当社所定の方法により、漫画の制作及び利用に関する申込を当社に対して行い、それに対する当社の承諾により、本契約（漫画制作と利用に関する契約、以下同じ）が成立するものとします。

### 第2条（料金）

本契約に関する料金は、本申込に関する売買契約書に記載の金額とします。

### 第3条（制作物の制作）

1. 当社は、本申込時又は申込後において、申込者から当社に伝えられた制作内容に関する意向に基づいて定める仕様（以下「仕様」という）に従い、漫画の制作を行うものとします。
2. 申込者は漫画の仕様決定以後、仕様又は制作者（マンガ家等）の変更を求めることはできません。但し、軽微な修正については、当社の判断により修正を受け付ける場合があります。
3. 当社は、漫画の制作を、申込者の事前の承諾を得ることなく、第三者に再委託することができます。

### 第3条の2（納品）

当社は、漫画を申込者の指定する申込者のWEBサイトへの設定もしくは漫画のデータが入った情報記録メディアの引渡しをもって納品を完了したものとします。なお、当社または当社の委託会社が販売または管理しないWEBサイトへの設定を希望する場合、申込者は自身の責任において、当該WEBサイトの販売会社または管理会社への説明及び協力依頼を行い引き渡したデータを設定するものとします。

### 第4条（検品）

1. 申込者は、当社より制作物の納品があった場合、制作物について速やかに仕様に適合するかを検品し、その結果を当社に通知するものとします。
2. 当社は、前項の結果通知なき場合又は申込者が正当な理由なく制作物の受領（導入商品の受領を含む）を拒んだ場合も、納品より3日後をもって、検品に合格したものとみなすことができる。
3. 検品の結果が不合格の場合、当社の費用と責において申込者当社協議の上決定した期限までに納品し、再度検品するものとする。

### 第5条（著作権）

1. 漫画の知的財産権等については、著作権、著作者人格権等の知的財産権は、当社若しくは制作者（マンガ家等）に帰属し、申込者に譲渡されるものではありません。なお、当社は、一次利用の範囲での使用許諾設定権及び申込者が当社が委託する保守会社と漫画に関する保守契約を締結した場合、当社又は制作が申込者が二次利用に必要な使用許諾について設定する権利を当該保守会社に許諾

していることを保証します。

2. 前項に関わらず、漫画について、申込者が提供したキャラクター、画像、テキスト、指示書等についての著作権は申込者に帰属するものとします。

## 第6条（使用の許諾）

1. 当社は、申込者に対し、導入商品の一部として当社の指定する使用範囲において、制作物について非独占的かつ譲渡不能、かつサブライセンス不可な使用权を許諾いたします。
2. 前項に関わらず、申込者によるマンガ家の指定等に伴い使用权の範囲の限定があった場合は、当該範囲を申込者の漫画の使用範囲とします。なお、この場合、保守契約に基づく二次利用の範囲も当該使用範囲に限られるものとします。
3. 申込者は、漫画を当社の指定する編集可能な範囲（以下「編集可能範囲」といいます）において、当社の承諾なく編集することができます。但し、マンガ家等により編集に制限がある場合は、この限りではありません。

### 【使用範囲】

申込者が指定する申込者のサイト上でのとしての使用。

### 【編集可能範囲】

サイズ変更・色調変更・一部切除（コマ単位のみ）。

編集不可範囲；漫画内のコマの差替えや台詞の変更は漫画の変更となるため、別途有償にてご相談ください。

## 第7条（二次利用）

漫画について、申込者が、当社又は当社の委託する保守会社と漫画に関する保守契約を締結した場合、前条第1項の範囲を超えて、当社が指定する二次利用（キャラクターの抜取り使用を含む）可能とする範囲（以下「二次利用範囲」といいます）において、漫画を利用できるものとします。但し、マンガ家の指定等により、二次利用範囲での利用においても有償となる場合、又は保守契約のご契約を締結していた場合でも二次利用ができない場合があります。

### 【二次利用範囲】

動画内利用、バナー内利用、広告物（販促物）での利用（依頼時と同目的又は同事業での利用に限）

※漫画、漫画の一部を切除したものを第三者に販売すること及び自社独自のキャラクターとして使用することは固く禁じるものとします

## 第8条（免責事項）

申込者は、制作物の内容及び納品後の制作物に関する全ての責任を負担し、当社は以下のとおり何らの責任を負わないものとします。

- ① 当社は、制作物の内容に関しいかなる保証も行いません。
- ② 当社は、申込者が制作物を使用したことにより発生するいかなる損害及び事故、及び第三者からの損害賠償請求等のクレームについて一切の責任を負いません。
- ③ 当社は、制作物に関する法令またはガイドライン等の違反について何ら保証をいたしません。

- ④ 当社は、制作物が二次利用先などの掲載基準を満たすことを保証いたしません。
- ⑤ 当社は、制作物に関する広告効果等を保証いたしません。
- ⑥ 申込者の依頼に基づき漫画に用いたキャラクター・表現・構成・制作内容等（商品名、吹き出し内のコメント、描写等、これらに限りません。）に関する第三者との権利関係に基づくトラブル、クレーム、損害賠償請求等について、当社は一切の責任を負いません。

#### **第9条（編集）**

編集可能範囲での編集、改変を納品後において当社に委託する場合、又は漫画の二次利用に伴い修正、加工等が必要となる場合、又は、決定した仕様の変更や修正等をする場合（但し、マンガ家が了承した場合に限る）、別途費用が発生する可能性があることについて、申込者は予め同意いたします。

#### **第10条（中途解約）**

中途解約は、本申込に関する売買契約又は保守契約の定め通りとします。

#### **第11条（解除）**

当社は、申込者が本規約又は漫画の売買契約又は保守契約及びそれらの約款の規定に反した場合、又は、漫画に関する売買契約又は保守契約が解除された場合は、本契約を解除することができる。尚、これに伴い、申込者に損害が生じた場合においても、当社は一切の責任を負わないものとし、申込者は、本申込に関する売買契約又は保守契約の定めに従い、違約金を支払うものとする。

#### **第12条（損害賠償）**

害賠償について、本申込に関する売買契約又は保守契約の定め通りとします。

#### **第13条（協議事項）**

1. 本規約と売買契約又は保守契約に定めが異なる場合、本規約が優先するものとしします。
2. 本規約に定めのない事項が生じたとき又は、本規約の解釈に疑義が生じた場合、導入商品の売買契約に基づき解決するものとしします。なお、これによっても解決できない場合は、申込者当社双方協議して誠実に解決するものとしします。

#### **第14条（規約の変更）**

当社は、申込者に対する事前の予告なく、本規約を随時変更できるものとしします。但し、変更の内容が申込者に重大な影響を与える変更となる場合は、当社は、申込者に対して事前に通知、又は、当社のホームページへの掲載、その他相当の方法で1か月以上の相当な期間の公表をすることにより変更できるものとしします。

以上

2022年12月1日確定版